

## 第5回山形家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成18年1月25日（水）午後1時30分から午後4時15分まで
- 2 開催場所 山形家庭裁判所会議室（5階）
- 3 出席委員 阿部 篤，上杉英司，大内 一，岡村 稔（委員長），斉藤由美子，平野裕子，古谷健治，逸見良昭，保坂栄治，三澤栄治，峯田義郎，吉田邦夫
- 4 列席職員 内ヶ崎じゅん技官（医師），白鳥良悦事務局長，岩城透首席家裁調査官，猿田一男首席書記官，川井潤事務局次長，阿部朋巳総務課長

### 5 議事要旨

#### (1) 山形家庭裁判所長あいさつ

（成田喜達前委員長が人事異動により委員を辞任しているため，以下上杉英司委員長代理が議事を進行した。）

#### (2) 出席委員自己紹介

#### (3) 委員長選出

委員長には岡村稔委員が互選により選出された。

（以下，岡村委員長が議事を進行した。）

#### (4) 議題（テーマ）についての意見交換

「児童虐待について」を議題として，社会的問題として注目を集めている児童虐待の問題について，家庭裁判所がどのように関与していくべきか等の話題を中心に意見交換が行われた。

なお，意見交換に先立ち，家庭裁判所から，平成17年4月1日に施行された改正児童福祉法28条の趣旨説明，同条第1項に基づく「家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉施設への入所措置の申立て」事件（以下「児童福祉法28条事件」という。）の事件概況と調査・審判の実情の説明が行われた。

また，家庭裁判所技官（医師）から，児童虐待の病理的側面等について概括

的な説明が行われた。

<主な意見>

○ 家庭裁判所が、手続の中で児童虐待事案に関与する時点では既に問題が顕在化している状態であり、社会的な要請では、虐待の兆候をより早期に発見して予防することの方が重要である。PTA活動等の経験でも、子育てに自信がない、子育てに疲れたなどの不安を持っている親が8割もいるというアンケート結果が出ている。委員で、あるいは家庭裁判所で、親子関係に関する相談窓口や、健全な親子関係の再構築の手助けを行っている機関等の情報を把握していれば紹介してもらいたい。

○ 家庭裁判所の手続の中でも、夫婦関係調整等の調停期日や調査の過程で、虐待が疑われるような場面があるが、そのような場合には、裁判所側から親に対して、親子関係の修復に向けて働きかけを行う場合がある。また、少年事件でも同様であり、保護者側の問題や少年のハンディキャップ等を背景にして虐待が疑われるような場面もあり、このような場合にも調査・審判過程の保護的措置として、保護者に対して関係修復の働きかけを行うことがある。

親子関係の再構築へ向けての裁判所の措置としては、児童福祉法28条事件の終局判断の場面で、裁判官から、受入れ先の児童福祉施設等に対して、関係修復のための措置を講ずるよう勧告をする場合がある。

○ 当機関の人権擁護課でも児童虐待に関する相談を受けている。また、市町村単位で立ち上げている児童虐待防止ネットワークには人権擁護委員が関与しており、学校現場等で講演する等、様々な活動を行っている。厚生労働省の指導で各市町村ごとに立ち上げられている要保護児童対策協議会へも人権擁護委員が参加している。

○ 当機関の相談事案でも、児童虐待までは至らなくても、思わず子どもに手を挙げてしまうと悩んでいる母親が多い。良く話を聞いてみると、夫婦間の問題や、舅、姑との問題から派生していることが多い。特に、ドメスティックバイ

オレンス等が顕在化している事案では、母親が子どもに手を挙げてしまう例が多いようである。

- 児童福祉法 28 条の改正の趣旨の一つとして、親子関係再構築のための支援が盛り込まれたことは良いことだと考えるが、受入れ施設も限られている状況の中で、家庭裁判所として、具体的にどのような支援を行っていくのか十分な検討を行っていく必要があるのではないかと考える。
- 核家族化が進む中で母親が一人で育児を背負わなければならない状況があり、父親が家庭を全く顧みない場合には、衝動に駆られて、母親が子どもを思わず虐待してしまうという心境も理解できないではない。自分の妻も専業主婦で、四六時中子どもと一緒にいる生活をしており、ストレスを感じているようであるが、保育園などで行っている子育て支援の制度を利用して、一時保育をしてもらったり、同じ制度を利用する母親同士が友達になったりして、心理的な負担はかなり和らげられているようである。その他にも、行政やNPO法人等で様々な子育て支援等の施設が設けられているようであるが、子育てについては、親であれば誰でも少なからず不安を持っている訳で、その受け皿となるよう多様な施策を採ることで、児童虐待は減っていくのではないかと考える。
- 児童虐待に関しては、司法機関としての特質から、家庭裁判所はどうしても児童相談所からの通告があって初めて動くという受け身の形にならざるを得ないが、児童虐待を予防する見地から何らかの手当てはできないものかという思いもある。家事の手続は、多くの場合、家事相談から始まって、事件として立件して手続に乗せていくという経過を辿る。その過程の中で虐待の兆候があった場合等に、児童相談所等の関係機関に連絡を行って必要な手当てを行うためのネットワークを構築するため、家庭裁判所でも関係機関との連絡協議会等を開催している。
- 児童虐待の「疑い」があるという段階でも児童相談所は動くので、家事相談や少年相談の機会に、児童虐待やそれに類する情報を得た場合には、その情報

を児童相談所に連絡して対応を求めることはできるが、家庭裁判所が、その情報だけを元にして直接手続に乗せて継続的な指導を行っていくことは制度上でできない。

- 開かれた裁判所とは言っても、一般の人はよっぽど困らなければ来たくない場所ではないか。それを頼って相談に来た人に対しては良く話を聞いてあげて、誠実な対応をすることが必要なのではないか。
- 調停の中で児童虐待やそれに類するような状況が窺われる事案があり、当事者に対して相談窓口が何箇所か書いてあるパンフレットを配布したところ、窓口をたらい回しにされたという苦情を言われた経験がある。そういった相談を受け付け、早期に問題解決への道筋を付けてくれる適当な窓口はないものか。
- 児童福祉に関する一般的な問合せ窓口としては、市町村の児童福祉担当の窓口が良いのではないかと考える。自治体によっては専門の相談窓口を備えて専属のスタッフを配置しているところもあり、また、関係機関とのネットワークも整備されている状況にある。
- 児童虐待は人の心の中の問題である。家庭裁判所は実際に児童虐待が起こったときに対応するのが仕事ではあるが、その過程の中で、家庭裁判所が児童虐待を未然に防ぐ役割を担うとすれば、これまでに家庭裁判所が関与した児童虐待に関する事例等をフリーペーパー等で一般の人が誰でも見れるようにすれば、児童虐待に対する社会的な見方も変わってくるのではないか。また、そうしていくことで家庭裁判所も開かれたものになっていくのではないか。
- 家庭裁判所の説明によれば、児童虐待に関する相談の件数は増加しているとのことであるが、児童虐待そのものが増えているということなのか。
- 児童虐待そのものが増えたと言うよりは、法改正による相談窓口の増加等で、児童虐待について相談がし易くなったことが要因ではないかと考える。
- 当機関でも、当機関のOBを相談のスタッフとして臨時雇用し、犯罪被害者相談窓口を開設しているが、家庭内のトラブルのようなものでも、相談内容は

限定しないで可能な限り話を聞くようにしている。家庭裁判所でも、そのような窓口を設けたらよいのではないか。

- 児童虐待の防止のためには、加害者である親，被害者である子どもが「助けて欲しい。」と外部に対して伝えられるかどうか重要で、その信号が網に掛かれば、様々な支援の方策を講じることはできると考えられる。そのきっかけ作りとしてマスコミの力も必要だと考えている。
- 家庭裁判所の説明では、児童虐待の病理的な発生原因について、心理的ストレス等、親や子が置かれている環境面が大きいと説明されているように感じたが、当事者が持っている個人的な資質（パーソナリティ）も大きな要因であると思う。

(7) 次回の予定

「成年後見制度について」を議題として意見交換を行うこととした。

(8) 次回予定期日

平成18年6月27日（火）